静岡県告示第309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
 - 島田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 島田都市計画下水道事業島田市公共下水道
- 3 事業施行期間
 - 自 昭和63年6月21日 至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分変更なし
 - (2) 使用の部分

(汚水)

昭和63年静岡県告示第610号、平成7年静岡県告示第271号、平成9年静岡県告示第510号、平成15年静岡県告示第1134号、平成21年静岡県告示第38号及び平成26年静岡県告示第207号の事業地に、静岡県島田市稲荷三丁目、稲荷四丁目及び三ツ合町の一部を加え、同中央町、中溝町、若松町、向島町及び中河町地内において事業地を変更する。

(雨水)

変更なし